



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 25 日 (火)
号外第 28 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例 (22) (警察本部警務課) 5
	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (23) (教育委員会事務局高等学校課) 7
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (24) (病院局総務課) . 9
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (25) (〃) 16
	鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例を廃止する条例 (26) (住宅政策課) . 17
	風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する等の条例 (27) (景観まちづくり課) 18
	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例 (28) (危機管理政策課) 20

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

平成22年度から平成25年度までの警察官の定員増員措置の終了並びに海空港の警備体制及び高速道路の交通安全体制の強化を図るための警察官増員等による所要の改正を行うものである。

2 条例の概要

(1) 当分の間、警察官の定員を次のとおり改める。

現行	改正後
1,226人（平成26年4月から1,221人、平成27年4月から1,216人）	1,226人（平成27年4月から1,221人）

(2) 巡査部長以上の階級の警察官の人員がその定員に満たない場合は、その満たない人数を下位の階級の定員に加えることができることとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部が改正され、公立高等学校に係る授業料を不徴収とする制度を廃止し、就学支援金を給付する制度へ一本化することとされたことに伴い、平成26年度から授業料の徴収を再開する。

2 条例の概要

(1) 授業料の不徴収に係る規定を削る。

(2) 授業料に充てられるための就学支援金の支給を受ける場合は、授業料の納付を要しないものとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 病院の診療科の機能を強化するため、県立厚生病院で標榜する診療科に病理診断科を加える。

(2) 地方公営企業の会計制度が見直され、減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるための補助金等については、資本剰余金ではなく繰延収益（長期前受金）として整理することとされたことに伴い、所要の改正を行う。

(3) 受益と負担の公平の確保を図るため、県立病院において徴収する手数料について所要の改正を行う。

(4) 県立中央病院で重度障がい児者の短期入所を行うことに伴い、短期入所利用に係る使用料を設定する。

(5) 消費税法の一部が改正され、消費税の税率が引き上げられることに伴い、県立病院において徴収する使用料及び手数料の額を改正する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県立厚生病院で標榜する診療科に、病理診断科を加える。

(2) 資本的支出に充てられる補助金等を資本剰余金に積み立て、除却損が生じた場合にそれを取り崩す制度を廃止する。

(3) 年金障がい診断書の交付手数料の額を1通につき5,400円（現行 5,565円）に引き下げるとともに、次に掲げる診断書の交付手数料を条例に明記する。

- ア 身体障害者手帳診断書・意見書
 - イ 精神障害者手帳診断書
 - ウ 自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書
- (4) 重度障がい児者の短期入所の利用に係る使用料は、企業管理規程で定めることとする。
- (5) 消費税が課される使用料及び手数料について、増税額に相当する額の引上げを行う。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

医師、看護師、医療技術員等の増員を行い、中央病院の建替えに向けた体制整備及び診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 職員定数を1,154人（現行 1,112人）に改める。
- (2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

◇鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の廃止について

1 条例の廃止理由

県内事業者による木造住宅の建設等に対する補助制度を新たに設けることに伴い、県産材を活用した木造住宅の建設、住宅の改修等をした個人に交付する環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例は、廃止する。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の廃止等について

1 条例の廃止等の理由

風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正され、条例の制定権限が都道府県から市町村に変更されたことに伴い、当該条例を廃止し、及び関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 風致地区内における建築等の規制に関する条例は、廃止する。
- (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
 - ア 米子市が処理する事務から、風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく事務を削る。
 - イ 倉吉市、境港市及び日野郡の町が処理する事務から、一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理事務を削る。
- (3) 鳥取県景観形成条例の一部改正
 - 届出を要しない行為から、風致地区内における建築等の規制に関する条例による許可等を受けた行為を削る。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正について

1 条例の改正理由

災害対策基本法の改正等を踏まえるとともに、東日本大震災の発生等を受けて、条例の実施状況について検討した結果に基づき、県民運動の推進、ソフト対策の強化等について明記する。

2 条例の概要

- (1) 知事は、市町村長等と協力して、防災及び危機管理に役立つ行動を県民全体に定着させる運動を推進するために必要な施策を実施するものとする。
- (2) 市町村長及び知事は、防災及び危機管理の視点に立ったまちづくり及び災害等が発生した場合に消防、救助、医療等の措置を講ずることができるまちづくりに努めるとともに、業務を的確に実施できるよう事業継続計画を作成するものとする。
- (3) 事業者の責務に事業継続計画を作成するよう努めることを加える。
- (4) 市町村長は、避難行動要支援者がその特性を踏まえた避難ができるよう必要な支援を行う体制を整備するとともに、避難所での生活環境の整備に努めるものとする。
- (5) 避難者の情報の収集整理、避難所の自主的な運営、広域避難に対する準備措置等の被災者支援の基本となる事項を定める。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

条 例

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第22号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。<u>ただし、第1号アからウまでに規定する階級の警察官の人員がこれらの規定に規定する定員に満たない場合においては、その満たない人数を当該階級より下位の階級の警察官の定員に加えることができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>第2条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">第2条第1項第1号</td> <td style="width: 15%;">1,203人</td> <td style="width: 70%;">1,221人（平成27年3月31日までは、1,226人）</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号ア</td> <td>62人</td> <td>63人</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号イ</td> <td>127人</td> <td>128人（平成27年3月31日までは、129人）</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号ウ</td> <td>665人</td> <td>676人（平成27年3月31日までは、679人）</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号エ</td> <td>349人</td> <td>354人（平成27年3月31日までは、355人）</td> </tr> <tr> <td>第2条第1</td> <td>233人</td> <td>220人</td> </tr> </table>	第2条第1項第1号	1,203人	1,221人（平成27年3月31日までは、1,226人）	第2条第1項第1号ア	62人	63人	第2条第1項第1号イ	127人	128人（平成27年3月31日までは、129人）	第2条第1項第1号ウ	665人	676人（平成27年3月31日までは、679人）	第2条第1項第1号エ	349人	354人（平成27年3月31日までは、355人）	第2条第1	233人	220人	<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に定める一般職員の定員のうち13人以内の人員を、同項第1号に定める警察官の定員に振り替えることができる。この場合において、振替後の同号アからエまでに定める警察官の階級別定員は、それぞれ振替後の警察官の定員に基づき警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。</u></p>
第2条第1項第1号	1,203人	1,221人（平成27年3月31日までは、1,226人）																	
第2条第1項第1号ア	62人	63人																	
第2条第1項第1号イ	127人	128人（平成27年3月31日までは、129人）																	
第2条第1項第1号ウ	665人	676人（平成27年3月31日までは、679人）																	
第2条第1項第1号エ	349人	354人（平成27年3月31日までは、355人）																	
第2条第1	233人	220人																	

項第2号	<p>5 <u>平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、同項前段の規定による振替後の警察官の定員に加えて10人の警察官を置くことができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</u></p> <p>6 <u>平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、同項前段の規定による振替後の警察官の定員に加えて5人の警察官を置くことができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</u></p>
------	---

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第23号

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 県立高等学校の生徒に対しては授業料（通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。）を、県立高等学校への入学（他の県立高等学校からの転入学を除く。）を許可された者に対しては入学料を、県立高等学校への入学志願者（通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入学志願者を除く。）に対しては入学選抜手数料を徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>(授業料等の納付方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>授業料に係る債務の弁済に充てられる高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金その他の給付金（以下「就学支援金等」という。）の支給を受ける場合は、授業料のうち就学支援金等の支給を受ける月分の額の納付を要しない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(既納の授業料等)</p> <p>第8条 既に納付した授業料、入学料及び入学選抜手数料並びに聴講料は、還付しない。ただし、<u>次に掲げる授業料については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>就学支援金等の支給を受ける者が納付した授業料のうち就学支援金等の支給を受ける月分の額</u></p> <p>(2) <u>年度の中途に休学、退学又は卒業をした者がその月の翌月以降の月分として前納した授業料</u></p>	<p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 県立高等学校の生徒に対しては授業料（通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。）を、県立高等学校への入学（他の県立高等学校からの転入学を除く。）を許可された者に対しては入学料を、県立高等学校への入学志願者（通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入学志願者を除く。）に対しては入学選抜手数料を徴収する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、当分の間、県立高等学校の生徒に対しては、授業料を徴収しない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(授業料等の納付方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>授業料は、前納することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>(既納の授業料等)</p> <p>第8条 既に納付した授業料、入学料及び入学選抜手数料並びに聴講料は、還付しない。ただし、<u>第4条第3項の規定により前納した授業料については、この限りでない。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学していた者で施行日以後引き続き県立高等学校に在学するものに対しては、改正後の鳥取県立高等学校授業料等徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、授業料及び受講料を徴収しない。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第24号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(経営の基本) 第2条 略 2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。				(経営の基本) 第2条 略 2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。			
名称	位置	診療科名	病床の種別	名称	位置	診療科名	病床の種別
略				略			
鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 脳神経内科 外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 <u>病理診断科</u> 麻酔科	略	鳥取県立厚生病院	倉吉市	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 脳神経内科 外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻醉科	略
(病院における使用料及び手数料の徴収) 第5条 略 2 前項の使用料又は手数料の額は、 <u>次のとおりとする。</u>				(病院における使用料及び手数料の徴収) 第5条 略 2 前項の使用料又は手数料の額は、 <u>別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額（病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額）並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（同法第149条にお</u>			

<p>(1) <u>別表第 1 及び別表第 2 に定める金額</u></p> <p>(2) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第 2 項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第 1 項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第 6 条第 1 項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>健康保険法第85条第 2 項及び第85条の 2 第 2 項（同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第 2 項及び第75条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下「食事療養費等算定基準」という。）により算定した額。ただし、消費税法第 6 条第 1 項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあつては、食事療養費等算定基準により算定した額に100分の108を乗じて得た額</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料の額については、企業管理規程で定める。</u></p> <p>(1) <u>病院に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のための利用に係る使用料</u></p> <p>(2) <u>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づく療養の給付その他の企業管理規程で定める給付又は支払の対象となる利用に係</u></p>	<p><u>いてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第 2 項及び第75条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（以下「療養費算定額」という。）とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税法（昭和63年法律第108号）第 6 条第 1 項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第 1 に定めるものを除く。）の額は、企業管理規程で定める額（課税療養等に係る使用料にあつては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める額）とする。</u></p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、診療材料、装用器具、電気器具等に係る使用料の額については、企業管理規程で定める。</u></p>
---	---

る使用料
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所（食事の提供等を含む。）の利用に係る使用料
(4) 診療材料、装用器具、電気器具等の利用に係る使用料

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 略

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第9条 略

(業務状況の説明書類の提出)

第10条 略

(企業管理規程への委任)

第11条 略

別表第1（第5条関係）

1 診断料、検査料等

区分	金額
健康診断	1件につき 4,644円
障がいの程度に関する診断	1件につき 4,644円
人間ドック	1件につき 43,200円
脳ドック	1件につき 37,800円
略	

(資本剰余金)

第7条 病院事業において資金的支出に充てるために補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）の交付を受けたときは、当該補助金等の額に相当する金額を資本剰余金として積み立てるものとする。

2 補助金等により取得した固定資産で病院事業の管理者が定めるところにより減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 略

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第9条 略

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第10条 略

(業務状況の説明書類の提出)

第11条 略

(企業管理規程への委任)

第12条 略

別表第1（第5条関係）

1 診断料、検査料等

区分	金額
健康診断	1件につき 4,515円
恩給年金診断	1件につき 4,515円
人間ドック	1件につき 42,000円
脳ドック	1件につき 36,750円
略	

死体検案	1 件につき <u>10,044円</u>
変死体検案	1 件につき <u>18,144円</u>
略	

2 略

3 不妊治療料

区分		金額
配偶者間	遠心分離法	1 件につき <u>4,860円</u>
	人工受精 (精子洗 浄濃縮 法)	密度勾配法 1 件につき <u>9,806円</u>
体外受精	採卵・採精	1 件につき <u>50,760円</u>
	顕微授精	1 件につき <u>37,800円</u>
	初期胚培養	1 件につき <u>42,120円</u>
	胚盤胞培養	1 件につき <u>55,080円</u>
	新鮮胚移植	1 件につき <u>34,560円</u>
受精卵凍結保存	1 件につき <u>43,200円</u>	
凍結受精卵融解・移植	1 件につき <u>64,800円</u>	
精子凍結保存	1 件につき <u>37,800円</u>	

4 予防接種料

区分	金額
略	
診療報酬の算定方法に薬価が規定されている薬剤を使用する場合	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額
その他の場合	使用する薬剤の購入価格(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)及び診療報酬の算定方法により算定した注射実施料の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額

5 略

6 特別入院施設料

区分	金額 (1 床 1 日につき)	
	非課税とされる助産に係る資産の	非課税とされる助産に係る資産の

死体検案	1 件につき <u>9,765円</u>
変死体検案	1 件につき <u>17,640円</u>
略	

2 略

3 不妊治療料

区分		金額
配偶者間	遠心分離法	1 件につき <u>4,725円</u>
	人工授精 (精子洗 浄濃縮 法)	密度勾配法 1 件につき <u>9,534円</u>
体外受精	採卵・採精	1 件につき <u>49,350円</u>
	顕微授精	1 件につき <u>36,750円</u>
	初期胚培養	1 件につき <u>40,950円</u>
	胚盤胞培養	1 件につき <u>53,550円</u>
	新鮮胚移植	1 件につき <u>33,600円</u>
受精卵凍結保存	1 件につき <u>42,000円</u>	
凍結受精卵融解・移植	1 件につき <u>63,000円</u>	
精子凍結保存	1 件につき <u>36,750円</u>	

4 予防接種料

区分	金額
略	
診療報酬の算定方法に薬価が規定されている薬剤を使用する場合	診療報酬の算定方法により算定した薬剤料及び注射実施料の合計額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額
その他の場合	使用する薬剤の購入価格(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)及び診療報酬の算定方法により算定した注射実施料の合計額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額に1の表の健康診断の項に定める金額を加えた額

5 略

6 特別入院施設料

区分	金額 (1 床 1 日につき)	
	非課税とされる助産に係る資産の	非課税とされる助産に係る資産の

			譲渡等に係 るもの	譲渡等以外 の資産の譲 渡等に係る もの
鳥取県立 中央病院	個室	甲	8,000円	8,640円
		乙	4,000円	4,320円
鳥取県立厚生病 院	個室		4,000円	4,320円

7 非紹介患者初診加算料

区分	金額
健康保険法第63条 第2項第4号及び 高齢者の医療の確 保に関する法律第 64条第2項第4号 に規定する選定療 養（以下「選定療 養」という。）の うち初診（他の病 院又は診療所から の文書による紹介 がある場合及び緊 急その他やむを得 ない事情がある場 合に受けたものを 除く。）	鳥取県立 中央病院 初診料算定1回 につき 2,700 円
	鳥取県立 厚生病院 初診料算定1回 につき 1,620 円

8 長期入院診療料

区分	金額
選定療養のうち企 業管理規程で定め る長期の入院に係 るもの	長期の入院に関し、健康 保険法第86条第2項第1 号の規定による厚生労働 大臣の定め及び高齢者の 医療の確保に関する法律 第76条第2項第1号に規 定する厚生労働大臣が定 める基準において控除さ れる点数に10円80銭を乗 じて得た額に相当する額

9 セカンドオピニオン外来相談料

区分	金額
他の医療機関の患 者に対する助言	相談時間1時間につき 10,800円

10 その他の使用料

区分	金額
生命保険等に係る	1件につき 5,724円

			譲渡等に係 るもの	譲渡等以外 の資産の譲 渡等に係る もの
鳥取県立 中央病院	個室	甲	8,000円	8,400円
		乙	4,000円	4,200円
鳥取県立厚生病 院	個室		4,000円	4,200円

7 非紹介患者初診加算料

区分	金額
健康保険法第63条 第2項第4号及び 高齢者の医療の確 保に関する法律第 64条第2項第4号 に規定する選定療 養（以下「選定療 養」という。）の うち初診（他の病 院又は診療所から の文書による紹介 がある場合及び緊 急その他やむを得 ない事情がある場 合に受けたものを 除く。）	鳥取県立 中央病院 初診料算定1回 につき 2,625 円
	鳥取県立 厚生病院 初診料算定1回 につき 1,575 円

8 長期入院診療料

区分	金額
選定療養のうち企 業管理規程で定め る長期の入院に係 るもの	長期の入院に関し、健康 保険法第86条第2項第1 号の規定による厚生労働 大臣の定め及び高齢者の 医療の確保に関する法律 第76条第2項第1号に規 定する厚生労働大臣が定 める基準において控除さ れる点数に10円50銭を乗 じて得た額に相当する額

9 セカンドオピニオン外来相談料

区分	金額
他の医療機関の患 者に対する助言	相談時間1時間につき 10,500円

10 その他の使用料

区分	金額
生命保険等に係る	1件につき 5,565円

個別面談	
死後処置	1 件につき <u>4,320円</u>
備考 略	

個別面談	
死後処置	1 件につき <u>4,200円</u>
備考 略	

別表第 2 (第 5 条関係)

区分	金額
普通診断書	1 通につき <u>2,052円</u>
健康診断書	1 通につき <u>2,052円</u>
年金障がい診断書	1 通につき <u>5,400円</u>
身体障害者手帳診断書・意見書	1 通につき 5,400円
精神障害者手帳診断書	1 通につき 5,400円
自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	1 通につき 5,400円
死亡診断書	1 通につき <u>2,268円</u>
死体検案書	1 通につき <u>4,212円</u>
変死体検案書	1 通につき <u>4,212円</u>
生命保険金受領診断書	1 通につき <u>5,724円</u>
通院入院証明書	1 通につき <u>2,052円</u>
療養費支払証明書	1 通につき <u>1,080円</u>
自動車損害賠償責任保険医療証明書	1 通につき <u>4,320円</u>
診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1 通につき <u>432円</u>
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1 通につき <u>2,052円</u>
通院入院証明書、療養費支払証明書、自	1 通につき <u>1,080円</u>

別表第 2 (第 5 条関係)

区分	金額
普通診断書	1 通につき <u>1,995円</u>
健康診断書	1 通につき <u>1,995円</u>
恩給年金診断書	1 通につき <u>5,565円</u>
死亡診断書	1 通につき <u>2,205円</u>
死体検案書	1 通につき <u>4,095円</u>
変死体検案書	1 通につき <u>4,095円</u>
生命保険金受領診断書	1 通につき <u>5,565円</u>
通院入院証明書	1 通につき <u>1,995円</u>
療養費支払証明書	1 通につき <u>1,050円</u>
自動車損害賠償責任保険医療証明書	1 通につき <u>4,200円</u>
診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1 通につき <u>420円</u>
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任保険医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1 通につき <u>1,995円</u>
通院入院証明書、療養費支払証明書、自	1 通につき <u>1,050円</u>

自動車損害賠償責任保 険医療証明書及び診 療明細書以外の証明 書（医師の記載が必 要なものを除く。）	自動車損害賠償責任保 険医療証明書及び診 療明細書以外の証明 書（医師の記載が必 要なものを除く。）
略	略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第25号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,154人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,112人</u> とする。 2 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例を廃止する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第26号

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例を廃止する条例

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例（平成17年条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に交付決定された環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金については、なお従前の例による。

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する等の条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第27号

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する等の条例

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の廃止)

第 1 条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）は、廃止する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略	略	2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(5) 略 <u>(6) 第10条第1項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び知事への送付</u> (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略	略
略		略	
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(21) 略	略	42 都市計画法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(21) 略	略
		43 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）に基づく事務	米子市
<u>43</u> 略		<u>44</u> 略	
<u>44</u> 略		<u>45</u> 略	
<u>45</u> 略		<u>46</u> 略	
<u>46</u> 略		<u>47</u> 略	
<u>47</u> 略		<u>48</u> 略	

(鳥取県景観形成条例の一部改正)

第3条 鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外行為の追加)</p> <p>第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの ア～オ 略</p> <p><u>カ</u> 略</p> <p><u>キ</u> 略</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>(適用除外行為の追加)</p> <p>第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの ア～オ 略</p> <p><u>カ</u> 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年鳥取県条例第11号)第2条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条第2項後段の協議に係る行為</p> <p><u>キ</u> 略</p> <p><u>ク</u> 略</p> <p>(2)～(9) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 略</p> <p>第 2 章 県民活動の促進（第10条—<u>第16条</u>）</p> <p>第 3 章 災害又は危機に強いまちづくり（<u>第17条—</u> 第20条）</p> <p>第 4 章 <u>被災者の支援</u>（第21条—<u>第25条</u>）</p> <p>第 5 章 関係者相互の連携（<u>第26条—第30条</u>）</p> <p>第 6 章 雑則（<u>第31条・第32条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>防災及び危機管理に関する基本</u> 的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び 国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連 携して<u>被害の発生の防止から復旧及び復興までの対</u> <u>策を総合的に講ずるために必要な事項を定めること</u> により、災害及び危機から県民の生命、身体及び財 産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実 現することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）災害 地震、津波、豪雨、豪雪、洪水、高 潮、暴風、<u>竜巻、崖崩れ、土石流、地滑り</u>その他 の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、 放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴 う船舶の沈没、列車の衝突若しくは航空機の墜落 その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。</p> <p>（2）略</p> <p>（3）防災 災害を未然に防止し、災害が発生した</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 略</p> <p>第 2 章 県民活動の促進（第10条—<u>第15条</u>）</p> <p>第 3 章 災害又は危機に強いまちづくり（<u>第16条—</u> 第20条）</p> <p>第 4 章 <u>災害時要援護者に係る対策</u>（第21条—<u>第23</u> <u>条</u>）</p> <p>第 5 章 関係者相互の連携（<u>第24条—第28条</u>）</p> <p>第 6 章 雑則（<u>第29条・第30条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>防災及び危機管理に関し、基本</u> 的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び 国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連 携して<u>対策を講ずるために必要な事項を定めること</u> により、災害及び危機から県民の生命、身体及び財 産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実 現することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）災害 地震、津波、豪雨、豪雪、洪水、高 潮、暴風その他の異常な自然現象、大規模な火事 若しくは爆発、放射性物質の大量の放出又は多数 の者の遭難を伴う船舶の沈没、列車の衝突若しく は航空機の墜落その他の大規模な事故により生ず る被害をいう。</p> <p>（2）略</p> <p>（3）防災 災害を未然に防止し、災害が発生した</p>

場合における被害の拡大を防ぎ、及び速やかに災害の復旧を図ることをいう。

(4)・(5) 略

(6) 災害ボランティア活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体（自主防災組織を除く。）が自発的に行う被災者の救助、復興の支援その他の防災、危機管理又は復興に関する活動をいう。

(7) 避難行動要支援者 災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、災害及び危機に備えて、事業活動の継続に必要な事項を定めた計画（以下「事業継続計画」という。）を作成し、その事業場の利用者及び従業員の安全の確保並びに事業の継続に努めるとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団及び自主防災組織の活動に協力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うよう努めるものとする。

2 略

(市町村の責務)

第6条 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、市町村の組織及び機能の全てを挙げて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条第1項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その市町村の区域における防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。

2 市町村は、消防組織法第9条各号に掲げる機関（以下「消防機関」という。）その他市町村の防災及び危機管理に関する組織を整備するとともに、自主防災組織の充実及び災害ボランティア活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。

場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。

(4)・(5) 略

(6) 防災ボランティア活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体（自主防災組織を除く。）が自発的に行う被災者の救助、復興の支援その他の防災又は危機管理に関する活動をいう。

(7) 災害時要援護者 災害又は危機が発生した場合における避難に、他者による介助その他の援護を必要とする高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者をいう。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、災害及び危機に備えて、その事業場の利用者及び従業員の安全を確保するための取組を推進するとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団及び自主防災組織の活動に協力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うよう努めるものとする。

2 略

(市町村の責務)

第6条 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、市町村の組織及び機能のすべてを挙げて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その市町村の区域における防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 市町村は、消防組織法第9条各号に掲げる機関（以下「消防機関」という。）その他市町村の防災及び危機管理に関する組織を整備するとともに、自主防災組織の充実及び防災ボランティア活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。

3 略

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能の全てを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画及び第33条の規定により作成する計画ののっとり、広域にわたる防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。

2 県は、災害対策基本法第61条の2の規定による助言、ヘリコプターを用いた消火、救助等による消防の支援その他の市町村の防災、危機管理及び復興に関する活動の支援を行うとともに、県と市町村間及び市町村相互間の防災、危機管理及び復興に関する連絡調整を行うものとする。

3・4 略

(国の機関の責務)

第9条 国の機関は、災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画、国民保護法第33条第1項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その所掌事務に係る防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するとともに、市町村及び県に対して、防災、危機管理及び復興に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民活動の促進

(県民運動の推進)

第10条 知事は、市町村長その他の関係機関と協力して、第3条に規定する基本的な考え方に対する県民及び事業者の理解を深め、次に掲げる行動その他の防災及び危機管理に役立つ行動を県民全体に定着させる運動を推進するために必要な施策を実施するものとする。

(1) 想定される災害及び危機の危険性に応じ、食糧等の必需品の備蓄、避難場所及び家族との連絡手段の確保その他の必要な備えを行うこと。

(2) 災害及び危機の発生に応じた行動がとれるよう防災及び危機管理に関する訓練等を定期的に行うこと。

(3) 災害及び危機の予報及び警報並びに避難に関

3 略

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能のすべてを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画及び第30条の規定により作成する計画にのっとり、広域にわたる防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 県は、ヘリコプターを用いた消火、救助等による消防の支援その他の市町村の防災及び危機管理に関する活動の支援を行うとともに、県と市町村間及び市町村相互間の防災及び危機管理に関する連絡調整を行うものとする。

3・4 略

(国の機関の責務)

第9条 国の機関は、災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画及び国民保護法第33条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その所掌事務に係る防災及び危機管理に関する施策を実施するとともに、市町村及び県に対して、防災及び危機管理に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民活動の促進

する情報の意味を理解し、これらの情報を聞きも
らさないようにすること。

(4) 災害及び危機が発生した場合には、自らの生
命及び身体を守ることを第1とし、避難、危険の
回避等の行動をとること。

(5) 被害を受けた者に対し救助、食糧等の提供そ
の他の援助を行うこと。

(情報の提供)

第11条 略

(防災教育等)

第12条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に
規定する学校（以下「学校」という。）又は児童福
祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定す
る保育所（以下「保育所」という。）を設置し、又
は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当
該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適
切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及
び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を
関係機関及び地域住民と連携しながら実施する
ものとする。

2 事業者（市町村、県及び国の機関を含む。）は、
災害又は危機が発生した場合にその従業者が適切な
自助及び共助の行動がとれるよう、関係機関及び地
域住民と連携しながら応急手当及び避難の方法その
他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施
するものとする。

3 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町
村民等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、
応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理
に関する訓練及び研修を実施するものとする。

4 知事は、消防職員（消防組織法第11条第1項に規
定する消防職員をいう。）及び消防団員（同法第19
条第1項に規定する消防団員をいう。）の訓練を実
施すること等により、前項に規定する市町村長の施
策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活動の促進)

第13条 略

2 自主防災組織は、災害若しくは危機が発生し、又
は発生するおそれがある場合の活動に関する計画に
基づき、防災及び危機管理に取り組むよう努めるも
のとする。

(情報の提供)

第10条 略

(防災教育等)

第11条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に
規定する学校（以下「学校」という。）又は児童福
祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定
する保育所（以下「保育所」という。）を設置し、
又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に
当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が
適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当
の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を実
施するものとする。

2 事業者（市町村、県及び国の機関を含む。）は、
災害又は危機が発生した場合にその従業者が適切な
自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法
その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を
実施するものとする。

3 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町
村民等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、
救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する
訓練及び研修を実施するものとする。

4 知事は、消防職員（消防組織法第11条第1項に規
定する消防職員をいう。）及び消防団員（同法第19
条第1項に規定する消防団員をいう。）の訓練並び
に防災及び危機管理に関して指導的役割を担う者の
研修を実施すること等により、前項に規定する市町
村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活性化)

第12条 略

3 略

4 略

(災害ボランティア活動の環境整備)

第14条 市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その他災害ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

2 略

(事業継続計画の作成支援)

第15条 知事は、事業継続計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ライフラインの維持)

第16条 略

(まちづくりにおける配慮)

第17条 市町村長及び知事は、居住者の減少、交通の途絶の危険性その他の地域の実情を踏まえ、防災及び危機管理の視点に立ったまちづくり及び災害又は危機が発生した場合に消防、救助、医療その他の措置を講ずることができるまちづくりに努めるものとする。

2 知事は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な業務を的確に実施できるよう、事業継続計画を作成するとともに、市町村の業務が継続されるよう支援するものとする。

3 市町村長は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な業務を的確に実施できるよう、事業継続計画を作成するよう努めるものとする。

(防災施設の計画的整備)

第18条 略

(建築物の耐震改修の促進)

第19条 略

2 略

3 略

(防災ボランティア活動の環境整備)

第13条 市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その他防災ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

2 略

(事業継続計画の作成支援)

第14条 知事は、災害又は危機が発生した場合に事業活動を継続するため必要な事項を定めた計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ライフラインの維持)

第15条 略

(まちづくりにおける配慮)

第16条 市町村長及び知事は、まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、防災及び危機管理の視点に立って行うよう努めるものとする。

(防災施設の計画的整備)

第17条 略

(建築物の耐震改修の促進)

第18条 略

(避難所の耐震改修の計画的実施)

第19条 市町村長は、当該市町村の地域防災計画において避難所に指定した建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）

(耐震診断等の状況の公表)

第20条 知事は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項の規定による報告を受け、又は同条第2項の規定による点検を行ったときは、これらの規定による報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

第 4 章 被災者の支援

(避難行動要支援者支援体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、児童福祉法に規定する児童委員(以下「児童委員」という。)、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、避難行動要支援者がその特性を踏まえた円滑かつ迅速な避難をできるよう、必要な支援を行う体制を整備するものとする。

2 市町村長、自主防災組織、民生委員、児童委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、避難行動要支援者名簿の関係者への提供について同意を得ること等により、避難行動要支援者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

(個人情報を守る義務)

第22条 避難行動要支援者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知ら

又はこれに基づく命令若しくは鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものについて、耐震診断及び耐震改修に関する計画を定め、その所有者及び管理者の協力を得て、耐震改修を計画的に進めるものとする。

2 知事は、県が設置し、又は管理する建築物について耐震改修を行うこと等により、前項に規定する市町村長の施策の実施に協力するものとする。

(耐震診断等の状況の公表)

第20条 知事は、建築基準法第12条第1項の規定による報告を受け、又は同条第2項の規定による点検を行ったときは、これらの規定による報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

第 4 章 災害時要援護者に係る対策

(避難体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難し、安全を確保することができる体制の整備を進めるものとする。

2 市町村長、自主防災組織、民生委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、災害時要援護者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

(安否に関する情報)

第22条 市町村長は、災害時要援護者が避難する必要が生じた場合は、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察及び災害時要援護者が利用する施設の管理者の協力を得て、その安否に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

(個人情報を守る義務)

第23条 災害時要援護者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、

せ、又は不当な目的で使用してはならない。

(避難に関する情報)

第23条 市町村長は、避難所に避難した者に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

2 市町村長は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合は、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防機関、警察及び避難行動要支援者が利用する施設の管理者の協力を得て、避難行動要支援者の避難の状況、避難所の状況その他その安全の確保に必要な情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

(避難所の運営等)

第24条 避難所に避難した者は、互いに助け合い、協力して、自主的に運営するよう努めるものとする。

2 市町村長は、避難所に避難した避難行動要支援者等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(広域的避難等)

第25条 市町村長及び知事は、他の市町村又は他の都道府県への避難が必要な場合に備え、避難を円滑かつ迅速に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 関係者相互の連携

(県民の意見の反映)

第26条 知事は、次に掲げる計画を策定し、又はこれらの計画について重要な変更をするときは、あらかじめその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

(1)・(2) 略

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画

(4) 略

(5) 略

(6) 第32条の規定により作成する計画

2 略

(協働の推進)

第27条 知事は、次に掲げるものと協議を行う場を設

又は不当な目的で使用してはならない。

(県民の意見の反映)

第24条 知事は、次に掲げる計画を策定し、又はこれらの計画について重要な変更をするときは、あらかじめその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 第30条の規定により作成する計画

2 略

(協働の推進)

第25条 知事は、次に掲げるものと協議を行う場を設

<p>けること等により密接に連携を図り、<u>防災、危機管理及び復興</u>に関する取組において協働を進めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>災害ボランティア活動</u>の連絡調整を行う者</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、<u>防災、危機管理又は復興</u>に関する取組を推進するために必要な者</p> <p>(事業者との協定)</p> <p><u>第28条</u> 略</p> <p>(報道機関等の協力)</p> <p><u>第29条</u> 略</p> <p>(指針の作成)</p> <p><u>第30条</u> 知事は、市町村長と協議して、市町村の<u>防災、危機管理又は復興</u>に関する施策の参考となる指針を定めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(復興の円滑な推進)</p> <p><u>第31条</u> 知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項を地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>(1) <u>復興の基本的な考え方</u>に関する事項</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(危機管理に関する計画)</p> <p><u>第32条</u> 知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項（地域防災計画、<u>国民保護法第34条第1項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画</u>に定めることとされている事項を除く。）について定めた計画を作成するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>けること等により密接に連携を図り、<u>防災及び危機管理</u>に関する取組において協働を進めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>防災ボランティア活動</u>の連絡調整を行う者</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、<u>防災又は危機管理</u>に関する取組を推進するために必要な者</p> <p>(事業者との協定)</p> <p><u>第26条</u> 略</p> <p>(報道機関等の協力)</p> <p><u>第27条</u> 略</p> <p>(指針の作成)</p> <p><u>第28条</u> 知事は、市町村長と協議して、市町村の<u>防災又は危機管理</u>に関する施策の参考となる指針を定めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(復興の円滑な推進)</p> <p><u>第29条</u> 知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項を地域防災計画に定めるものとする。</p> <p>(1) <u>復興の基本方針</u>に関する事項</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(危機管理に関する計画)</p> <p><u>第30条</u> 知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項（地域防災計画及び<u>国民保護法第34条第1項に規定する計画</u>に定めることとされている事項を除く。）について定めた計画を作成するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。